

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
の場合は、
翌日の翌日)

目次

- 生活保護法による医療機関の指定
- 保険医療機関等の指定
- 保険医等の登録
- 保険医の登録
- 保険薬剤の登録
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 解除予定の保安林
- 土地改良事業計画の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可
- 開発行為に関する工事の完了(三件)

告 示

鳥取県告示第六百三十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
財団法人 恵仁会薬局	米子市西町三六番地の一	昭和五十年六月二十三日

鳥取県告示第六百三十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中尾小児科医院	米子市西福原米川向新町通西 二〇一	昭和五十年七月二十五日
細田内科医院	米子市角盤町三丁目一六九	七月十七日
橋本歯科医院	東伯郡大栄町大字由良宿 五五六	七月二十一日
川本医院	東伯郡東伯町大字保五の二	七月十五日

林 葉局	米子市博労町一丁目	〃	七月二十五日
(有) 赤山薬局	境港市松ヶ枝町三一	〃	七月二十五日

鳥取県告示第六百三十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
神 戸 直 登	鳥医第一、九六七号	昭和五十年七月十五日
橋 本 衆 二郎	鳥齒第三三〇号	〃
有 田 由 美	鳥薬第三二三号	昭和五十年七月十一日

鳥取県告示第六百三十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局

の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
阿 曾 三 樹	鳥医第一、九六六号	昭和五十年七月七日

鳥取県告示第六百三十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
永 井 和 美	鳥薬第三一〇号	昭和五十年六月二十日
安 田 泉	鳥薬第三一一号	昭和五十年七月八日
安 藤 明 子	鳥薬第三一二号	〃

鳥取県告示第六百三十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十三年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十年七月二十一日	川人回生堂薬局	米子市茶町二二
〃	有限会社松浦薬局	米子市西町二〇
〃	藤 井 薬 局	西伯郡淀江町淀江八三二
〃	有限会社 増谷慶一郎薬局	米子市明治町二二二

鳥取県告示第六百三十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字松尾字殿林二六五、二六八、字サブウスヒ二六六の

一、二六七の一（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十年五月十七日付けで東伯郡大栄町大字亀谷二四二番地河本幹ほか十七人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（大栄二期地区農道整備事業と区画整理事業とを一体とした）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（大栄二期地区農道整備事業と区画整理事業とを一体とした）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年七月二十六日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百四十一号

昭和五十年七月二日付けで青谷町から申請のあつた土地改良（絹見地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年七月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百四十二号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（高住地区農地開発）事業は、土

地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年七月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百四十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十年四月二十一日 鳥取県指令受都計第九十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市上新印字山ノ屋敷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市上新印一七四

春日林業合名会社

代表社員 田中明盛

鳥取県告示第六百四十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十年一月二十日 鳥取県指令受都計第六百一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市美吉字谷の前

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市美吉四六七 田 測 厚

鳥取県告示第六百四十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十九年一月三十一日 鳥取県指令受都計第八百三十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市安倍字天狗松下

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳二九〇二一八

協同組合米子総合卸センター

理事長 笠 井 寿